

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

相続させる遺言と遺贈遺言

Q : 私は、遺言を書こうと思っています。聞くとところによると、遺言書には「遺贈」とするのではなく、「相続させる」とした方がよいとされているようですが、どうしてでしょうか。

A : 登記手続に必要な登録免許税が低額で済み、また登記手続が単独でできることなどからです。

【解説】

現在では妻や子供等の法定相続人に対して、遺産をやろうとする場合には、「相続させる」と表現するのが一般的です。これは、次のようなメリットがあるためです。

(1) 登記申請

移転登記手続において、「遺贈」の場合は受遺者と遺言執行者または全相続人が共同で申請しなければなりません。一方、「相続させる」の場合はその相続人が相続を登記原因として単独で申請することができます。

(2) 登録免許税

移転登記手続に要する登録免許税が、「遺贈」の場合は不動産の価額の1000分の25ですが、「相続させる」とした場合は1000分の6と低額で済みます。

(3) 農地法3条申請

遺産である不動産が農地である場合、農地の取得について、「遺贈」の場合は都道府県知事の許可が要りますが、「相続させる」の場合には都道府県知事の許可は要りません。

